

●遺族年金が支給される人は

遺族年金は、年金加入者が亡くなったときに、一定の遺族に対して支給されるものです。遺族年金についてのご相談をお受けしていると、遺族の年齢で年金額が変わることや、再婚すると受給権自体が消滅(失権)してしまうなどの大切な事柄を、ご存じない方がいらっしゃいます。

そこで今回は、会社員が亡くなった場合の遺族年金について、具体的に説明していきます。

遺族年金には「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」の2種類があり、亡くなった人が加入していた年金制度と遺族の範囲で、支給される年金が決まります。国民年金の加入者が亡くなった場合には遺族基礎年金、厚生年金保険加入者が亡くなった場合には遺族基礎年金と遺族厚生年金の両方が支給されます。

遺族基礎年金が支給される遺族は、亡くなった人に生計を維持されていた「子のいる配偶者(事実婚含む)」または「子」です。「子」には年齢要件があり、18歳到達年度末日までの子か、20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級に該当する子。この年齢を過ぎると遺族基礎年金は消滅します。

次に遺族厚生年金は、亡くなった人に生計を維持されていた「妻」、「子」、「孫(子と同じ年齢要件有)」、「夫・父母・祖父母(55歳以上)」の中で、最も優先順位の高い人に支給されます。

ところで遺族年金は「生計を維持されていたこと」が認定されないと支給されないことをご存じでしょうか? 生計維持の判定は、世帯全員の住民票などで同一世帯かどうかの確認をします。確認できない場合には生活費・療養費等の経済的援助が

あったかどうかなどの生計同一の申立や第三者の証明が必要になります。

さらに、生計維持判定には収入基準もあり、原則として年収850万円未満(所得では年655.5万円未満)であるかどうかを確認します。ただし、年収が850万円以上でも、おおむね5年以内に年収が850万円未満(所得では年655.5万円未満)になると認められる場合には、遺族年金が支給されます。不動産の売却など一時的な所得がある場合は、これを除いた金額で収入の認定を行います。

●遺族年金の額が変わることも

遺族基礎年金の額は、基本額780,100円に子の加算(1人目・2人目各224,500円、3人目以降各74,800円)を上乗せして計算します。遺族厚生年金の額は、亡くなった人の報酬と加入期間などで計算します。

Xさん(43歳)は、妻Yさん(42歳)、長男(15歳)、次男(12歳)の4人家族。Xさんは大学卒業後、会社員として働き、同じ会社に勤務していたYさんは、結婚を機に専業主婦になりました。この場合、Xさんが亡くなると、「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」が支給されます。

遺族基礎年金の額は122万円(78万円+子の加算額(2人分・44万円))で、遺族厚生年金の額は年48万円(2013年3月までは平均月収30万円、4月以降は40万円、加入期間20年で計算)になります。

Xさんが亡くなった時点の遺族年金の額は遺族基礎年金+遺族厚生年金で170万円ですが、子とYさんの年齢の推移により変わっていきます。

長男が18歳到達年度末日を過ぎた時点で、遺族基礎年金の子の加算が1人分減り、100万円になります。さらに、次男が18歳到達年度末日を

過ぎると、遺族基礎年金の受給権が消滅します。したがって、6年後のYさんの遺族年金は遺族厚生年金48万円のみになります。

ただし、65歳で自分の老齢基礎年金を受け取るまでの間、「中高年寡婦加算」年額58万円が遺族厚生年金に上乗せされますので、65歳になるまでは遺族厚生年金48万円と中高年寡婦加算58万円の合計106万円が支給されます。

●保険料を納付しないと…

Yさんが65歳になると、新たに老齢基礎年金が支給されますが、支給額は年金加入状況で違ってきます。

夫死亡時に国民年金の第3号被保険者だったYさんは、第1号被保険者に切り替えて、60歳になるまで国民年金保険料を納付する必要があります。

ですが、所得が少ないなどのケースでは国民年金の保険料免除制度を申請する人もいます。国民年金保険料を全額免除(寡婦は前年の所得が125万円以下の人)された場合、65歳からの老齢基礎年金が中高年寡婦加算58万円よりも少なくなることがあります。Yさんの年金加入記録(学生時代3年間の未納期間あり)を元に、老齢基礎年金の額を比較してみましょう。

保険料を60歳まで納付した場合の年金額は72万円です。一方、夫死亡時から60歳になるまでの18年間の保険料が全額免除されると、65歳から支給される老齢基礎年金の額は54万円となり、中高年寡婦加算と比べて年額4万円(58万円-54万円)少なくなります。全額免除の期間が長ければ長いほど、減少額は大きくなりますので注意しましょう。

遺族年金の見込額は年金事務所や年金相談センターで試算してもらうことができますので、夫死亡時だけでなく、子の18歳到達年度末日以降などの試算も依頼しましょう。

(※年金額は万円未満を切捨てて計算)